

## 売買春は婦人保護から人権の問題へ

藤 田 雅 子

### Prostitution Problem is from Women Protection to Human Rights

Masako Fujita

#### はじめに：

この小論は、「平成4年度 全国婦人相談員心理判定員研究協議会」が箱根湯元富士屋ホテルにおいて1992年10月14日に開催され、その基調講演として「保護から人権へ——脱皮のためのムーブメント——」と題して講演したものである。したがって文章は口語体になっているが、この紀要では若干の注釈と資料、写真を追加している。

講演の再掲載に入る前に、なぜ、売買春の問題を論じなければならないか、その理由についての導入を試みたい。

私がこの問題の関心を抱き出した発端は、本来の専門分野である障害者福祉において心身障害者、とくに精神遅滞者の性的被害の問題を売春も含めて考えねばならないと意識した時からである。したがって売買春をターゲットに取り入れた時点から、売春を性的虐待、性的被害としての人権問題という認識が強かったといえる。

売春は2000年前の古代都市ポンペイの売春宿(写真1～3参照)から、現代の福祉先進国スウェーデンに至るまで繰り返し行われてきている。我が国では近代以降を例にとっても、公娼「郭」をはじめとして、男の甲斐性と妻の貞淑、からゆきさん、そして第二次世界大戦中の従軍慰安婦の問題、戦後間もなく悪名高きRAA、そして赤線の設定と、形は違っても性の売買が公然と行われ、時には国

家の権力において強制されたという歴史がある。売春防止法制定後も個室付き浴場、主婦売春、少女売春さらには、買春ツアー(売春ではなく買春である)、ジャパゆきさんと潜在化、広域化、管理化が進行し、しかも最近では、エイズ問題との絡みで売春婦の登録と「郭」の制限を求める声も出始めている。時代の逆流である。

売買春の問題は現代にふさわしく、両性の対等で「愛ある性」を求めて運動を展開しなければならない。しかし社会的には売買春の問題が緊急であるという認識はないし、売春する本人が人権侵害であるとは訴えないし、ましてや当事者主体の運動体とはならない。

婦人保護に携わる者はもちろん、その周辺で活動しあるいは関心をもつ者が、「苦界に呻吟する売春」から「ルンルン売春」に至るまで、人権の立場から論議し行動を起こさなければならない。まずは児童と障害者の人権を性的被害あるいは性的虐待という点から売春問題を把握しなければならない。さらには暴力による強制の成人女子の人権擁護の問題がある。

これまでのように、売る性を婦人保護の対象とし、買う性(男性が主)と売春ビジネスを攻撃し、婦人保護関係者は善意であって、同性でありながら売買春に無関心の女性に落胆している構図からは、問題の解決への糸口はつかめない。婦人保護関係者のみが売買春

問題を論ずるにふさわしい資格があるという思い込みを脱却し、周辺に位置する女性も巻き込み、男性も取り組むストラテジーを練り、意識改革ムーブメントの中核となる方向が求められている。以下、基調講演である。

## [1] 売買春を社会福祉のターゲットとしなければならない理由

はじめに、お話の機会を頂戴できましたお礼と、売買春にはっきりと関心を抱くようになったきっかけについてお話させていただきます。

この全国婦人相談員心理判定員研究協議会でお話ができますことを光栄に感じますとともに、私は婦人保護事業の真只只中で活躍しているわけではなく、研究テーマを婦人保護に絞っているわけでもなく、いわば周辺人(註1。註はすべて最後にまとめてある)でありながら、このような機会を得られましたのは二重の喜びでございます。その理由は、たぶん、婦人保護事業のさらなる発展のために、周辺で関心を抱く者を取り込んでいこうとする意気ごみの表明ではないかと、勝手にございますが、解釈させていただきます。

私は研究者で、障害をもたれた方の地域生活と人権、福祉と産業のかかわりに関心を抱いております。障害のわが子をもつ母親である女性、介護者である女性、銃後の妻を期待する企業など、女性の問題を抜きにしては何も語れないので、女性の立場、地位、生き方にもおおいに興味があります。婦人保護事業は多岐に渡っているようですが(資料1参照)、本日は売春に焦点を絞ってお話させていただきます。

女性一般というよりは、婦人保護、特に売買春を意識しなければならないと肝に銘じさせてくれた一人の男性がいました。仕事から海外に出かけることが多いのですが、スウェーデンに行くとき、特別養護老人ホームの後

## 資料1 婦人保護事業の定義

婦人保護事業とは、売春防止法(昭和31年制定)に基づき、性行または環境からみて売春を行うおそれのある要保護女子について、その転落未然防止と保護更生を図ることを目的として社会環境の浄化等に関する啓発活動を行うとともに、要保護女子の早期発見に努め、必要な相談、調査、指導及び収容保護を行うものである。

事業の実施は、都道府県本庁、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設が主体となって行っているが、この他民生児童委員、福祉事務所などが協力機関としての役割を果たすことになっている。

わが国の婦人保護事業は、明治以来、婦人矯風会や救世軍によって公娼廃止運動とともにすすめられてきた。戦後は昭和21年11月の厚生省社会局長名による「婦人保護要綱」が出され婦人保護施設が開設、22年3月には連合軍総司令部のすすめによって婦人福祉中央連絡委員会が設置されいわゆる転落婦人の保護更生に対する具体策が発表された。

その後売春防止法が制定され、婦人保護事業は、法を根拠として、その推進を図ってきた。

この事業は、売春防止対策の一環として行われていることから、社会福祉事業関係者の間でも異質なものとみられがちであるが、売春にまつわる婦女子の転落の要因が、貧困などの社会問題にあるので、社会福祉の立場から売春防止施設も重要であることを考慮して、処罰規定とは別に保護更生の規定をおき、婦人保護事業を創設した意義を考えることが必要である。

すなわち、現に婦人が貧困などの外的要因により転落し、結局、被害者の立場に立たされるという事実が存在するが、刑罰を科するのみでは売春問題は解決しないのであって、当然社会福祉事業の分野において、これら婦女子の転落防止のための保護指導を行う必要が生じてくるのである。ここに社会福祉事業としての婦人保護事業が存在する理由があるといえよう。

婦人保護事業ハンドブック作成委員会編集  
「婦人保護事業ハンドブック」  
昭和61年(1986年)より

継者になるジュニア二人を伴ってほしいと別々の現施設長に依頼されました。

スウェーデンのような福祉国家で、なお、かつ売春が巧妙に取り引きされているのはなぜだろうか、そして女性が解放されれば売春は消滅するという説があるが本当だろうかといった疑問は、それ以前から抱き続けていましたので、そのジュニア二人がいるときも、私は雑談でスウェーデンの方に、この問題について尋ねていました。その場では、彼らは何も口をはさまなかったのですが、その後衝撃的な出来事が起きました。(写真4)

日本人三人で夕食に出かけた時、二人のうちの一人が、「あなたは水商売を差別している。職業に貴賤はないはずだ。」と切り出しました。彼は、「さっき、売春について尋ねていたが、あなたの心の中で水商売に対する差別があるから、あんな質問をするのだ。」とたまたみかけるように、怒りを抑えて理由を説明しました。

初めに説明すべき不足部分が補われ、彼が抗議している意味を私はやって理解して、「売春が職業だと思うの。仮に売春が職業であったとしても、私が職業差別をしたことにはならないでしょう。だいたい、売春と、あなたが言う水商売とは区別すべきだわ。」と切り返したつもりです。ところが彼は私以上に強い男性で、「離婚されたり、亭主に死なれた女性が貧しくなったら、どうやって食べていけばいいのですか。」と迫ってきます。彼にとって売春は生活費を稼ぐ職業であって、その売春がどうしてここスウェーデンでもなくならないかということに関心を抱くこの女は、職業の差別をする許し難い存在だというわけです。

彼が単に高校生を頭<sup>かしら</sup>に三児の父親だというだけなら、彼が福祉関係者でなければ、あれほど憤りを感じなかったかもしれません。しかし彼はこれから社会福祉施設でスタッフを率いていく人間です。性の売買を当然のごと

く肯定し、しかも女性が生活に困れば売春だっていいではないか、売春は職業だから職業に貴賤はない、売春を特別に問題にするほうが差別をしているという論理を臆することなく述べて、こちらを非難するのです。

冷静にあの状況を分析するなら、婦人保護の問題は、周辺人を巻き込んだ運動として発展させていかなければ、社会の意識の改革はないという重要なポイントを、ショック療法によって学習させられたことになります。婦人保護は行政的にはもちろん福祉の一分野ですが、広いこの福祉の領域に、彼のような人が存在するはずで、彼のような福祉畑の人間を弾劾裁判にかけたり、魔女狩りをするわけにはいきませんが、私たちの立っている足場の地固めをして、福祉の領域でこそ、性の問題をきちんと処理しなければなりません。

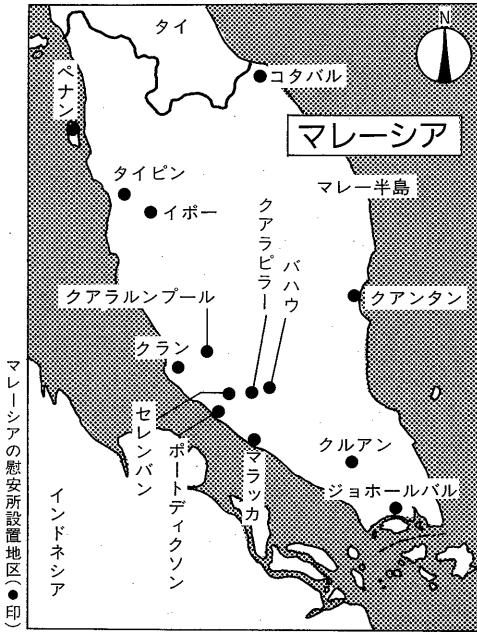
婦人保護の領域で培われた実践と論理は大きな役割りを果たすはずで、福祉における性の問題は、婦人保護の壁の中にとどめておくのはもったいない。「性」は「生きる」ことにつながりますし、人間の尊厳にかかわる問題であるからです。

## [2] 国家と権力に踏みにじられた女性

つぎに、話題を変えて、国家あるいは権力に踏みにじられた女の一生を振り返る機会になった、旅についてのお話に移していこうと思います。

今年の夏(1992年8月～9月)、マレーシアを旅しました。この国はこれまでになぜか訪れる機会がなかったので、特に目的をもたず出かけました。マラッカという18、9世紀を彷彿とさせる港町があり、骨董品屋さんが店を並べている通りを、のんびりと見て歩いていました。と、ある一軒で日本人と分かる、「女衞」知っていますか、と「ZEGEN」の部分は日本語で尋ねられました。確かにマレーには相当数のからゆきさん(註2)がいたことは知っていますが、その地の骨董品屋

第1図 マレー半島における従軍慰安婦の配置先



(朝日新聞1992年8月14日)

さんで女衞とは話ができすぎています。(写真5)

実はこうなんです。今村昌平監督による映画「女衞」のロケがマラッカで行われ、その際にこの骨董品屋さんが所有していた当時の家具や調度品をそのロケに使用したということです。今もそれがあるの？と尋ねましたら、からゆきさん時代の家具や調度品が二階にあるということです。人影もない家具の中にいるうちに、南方の地で命果てたからゆきさんの霊に囲まれているような不思議な感覚が体内を走り、怖くなり一階に下りました。

話ができすぎているということでは、マレーシアの一部で案内をして下さったのが羅さんという男性でしたが、彼は実に従軍慰安婦(註3)に詳しく、当時の慰安所がどこにあるのかを知っているようでした。どうしてなのかわかりませんでした。先日、朝日新聞(1992年8月14日、第1図)に紹介されましたが、関東学院大学の先生(林博史助教授)が、マレー半島の慰安所について調査に

いらっしゃり、その時ガイドと通訳をしたのが、じつはこの羅さんなのです。偶然の出会いでした。

行きの飛行機がクアラルンプール直行便でしたのに、帰りは、サンダカン(註4)に近いボルネオの空港を経由したというおまけまでついていました。眼下に広がる紺碧の海と南の島々を見ていると、気軽にポーター役に大学生の息子を連れて出かけた旅でしたが、明治から大正そして終戦までの昭和の歴史が凝縮して、からゆきさんも従軍慰安婦も重なってしまい、人権も人格も無視された女の一生が頭の中を駆け巡ったような気分になりました。

ところで「女衞」ですが、5年ほど前の映画で話題になったのは知っていますが、映画自体は見ませんでした。映画を含めマスメディアを研究している知人にこの映画の試写会のパンフレットを借りました。表紙には、「富国強兵明治日本。大儀のためにごぞす、女ごをば売るでごぞす。」という台詞が印刷されていました。

この映画の主人公の名は村岡伊平治で、映画のもとになっている原作が「村岡伊平治自伝」(註5)ですが、「サンダカン八番娼館」(註4)の作者である山崎朋子さんによりますと、この「村岡伊平治自伝」の内容は事実の誤りがきわめて多く、歴史的資料としてはあまり信用できないと二つの理由を上げて説明し、その信憑性に疑念を抱いています。

しかし今村昌平監督がこの映画を作る動機になったのは、この映画の完成する15年ほど前(今から数えれば20年ほど前になりますが)、マレー半島で老婦人となったからゆきさんたちに出会ったことだと、監督自身がこのパンフレットに書いていますから、この際、「村岡伊平治自伝」の信憑性はあまり問題にならないでしょう。映画という性格が、ドキュメンタリーでない限り、実存と虚構の世界を創造しているわけです。

そのパンフレットの中で、監督は、「昔語りをぼつぼつ訊くうちに、どうにもならぬ貧困と無智と欲が、彼女らが今、こうあるひとつの契機だとしても、私は、その裏に国家—西欧に追いつけ追い越すためにはなりふり構わず、個人の、ましてや女性の生き方など、どうねじ曲げようが知ったことかという国家なるものの姿を垣間見ないわけにはいかなかった。」と書いています。

「女術」という映画を離れて、さらに明治以前にまで遡れば、豊臣秀吉や徳川幕府による郭の公認が、大規模な遊廓地域を作ったという歴史があります。そして映画「女術」にあるように、「富国強兵明治日本。大儀のためごさす、女ごをば売るでござす。」とつながるのです。この流れは先の大戦の際の従軍慰安婦へと形を変えていくのですから、ふらりと出かけたマレー半島の旅で、私は期せずして、短期間で、歴史を振り返って追体験をしてしまいました。

大戦後の流れについては、おいおいお話をしてみたいのですが、日本のこのように長く深い売春の流れを受け継ぐ現時点で、私たちは何をなすべきでしょうか。

### [3] 観光売春、そして貧困と売春

さて、時計の針がぐっと進んで現代。売春がたいの国で行われていることを、どう解釈したらよいかを共に考えてみたいと思います。

まずは、観光売春についてですが、数年前、お隣の国、韓国ソウルでのことです。私はホテルで自分の部屋に戻るためにエレベーターで上がっていったのですが、たまたま隣の部屋を訪れた女性の「コンバンワー」という高い声と、直後に閉まったドアの音が耳の底に残っています。もちろん部屋の主は日本の男性、入って行ったのは韓国の女性です。

川田文子(かわた ふみこ)さんの「赤瓦の家 朝鮮から来た従軍慰安婦」(註6)に丁寧に

報告されていますように、戦時中日本軍は朝鮮半島の女性を従軍慰安婦に使っています。そして戦後、経済力を持ち出した日本人はキーセンパーティ(註7)、そしてあれほど観光売春が非難されても、日本人の宿泊客の多いホテルで平気で現地の女性を買える巧妙な組織があるのです。

海外に出かける場合、日本からホテルを予約しますと、どうしても日本人が多く利用するホテルになりますから、結果的にさまざまな場面に遭遇することになります。

こちらでも数年前になりますが、バンコク(註8)でのことです。黄昏近く私は外出から戻り、ロビーで新聞を読んでいました。男性ばかりの日本人集団が、スポーツシャツでロビーを賑やかに占領し、そこへ明らかにそうと分かる女性が登場し、三々五々消えて行くのです。あたりを憚らない大胆さと集団心理の横暴さには、目を見張る以外にはありません。

私が海外旅行をしてコミュニケーションの点からもっとも不便だったのは、タイと韓国でした。町ではちょっとしたことでも英語が通じにくいからです。あの不便な地で、街娼(註9)以外の女性を買うという目的を達成できるのは、買う男性が落とす金銭に群がる売春ネットワークとリレー組織が存在するからです。もちろん、ソウルもバンコクも現場そのものを目撃したのではないので、百聞一見にしかずと言うにはためらいがありますが、ふつうのおじさんであり、ふつうのお父さんであろう日本男性の行動を目の当たりにして、これでいいのか、このままでいいのか、という焦りを感じます。(写真6)

最近では世論は妙な居直りも見られ、我が国の経済を必死に支えている企業戦士が、海外でたまに楽しみを持つのをとやかく言うことはないという意見もあります。企業戦士が原動力となり経済的利潤を生みだし、それが日本国を支えているからだという論理です。

もっとも日本人ばかりではなく、世界各国を歩けば、売買春の片鱗に触れる機会は多々あります。タイのパタヤも目にあまるものを感じました。インドのボンベイも売春で有名ですが、リハビリテーション関係の会議に出席して、合間に日本人の男性医師と街に出ました。離れ離れになってしまい、雑踏の向こうに彼の姿を見つけて近づきますと、現地のインドの男性に何か言われて路地に連れ込まれそうになっています。

英語の上手な人で、きちんと断っていますが、相手はかなり強引です。インドのボンビキ(註10)が叫んでいるのは、「カレッジガール、クリーン、クリーン」という言葉でした。若い娘だよ、性病はないよ、という意味のようです。私が、そのお医者さんに「どうしたの」と声を掛けると、そのインド人は彼からさっと離れました。連れに女性がいるのでは仕方がないとあきらめたようです。二人で苦笑してしまいました。

売春を禁止している国でも、売春は行われているわけです。最近、立て続けに3回ほど世界でもっとも貧しいといわれるバングラデシュに単独の旅行をしています。首都ダッカはもちろん、地方に出かけてもボンビキらしき姿を見かけないし、イスラム教国でしかもパルダ(註11)という伝統のために、町ですら女性の姿はまれで、ましてや街娼らしき女性は全く見かけません。法的には売春は禁じられているはずですが。以前はインドの一部であったバングラデシュですが、町を見るかぎり、隣国インドとは様相を異にしています。しかしダッカの郊外に一大遊廓があり、地元の男性が利用しているそうです。一部の上層階級を除いて、一般的に極貧でしかもひどい衛生状態から推測しますと、文字通り苦界に身を沈めた少女や女性が多くいるでしょう。観光でバングラデシュを訪れる外国人はいまませんから、たぶん、旅行者がこのような売春地帯に足を踏み入れることもなく、したがっ

て顕現化する率は低いでしょう。(写真7・写真8)

旧共産国時代については知りませんが、売春禁止国であっても、登録規制の規制国であっても、日本のように廃娼国であっても、売春は存在することになります。今、旧共産国はどうだか分からないと申しましたが、東西ドイツ統合の際の笑えない話を昨年(1991年)ドイツを訪問して、旧西ドイツで耳にしました。ドイツは一部の州がオランダのように売春婦の登録制を取っています。統合に際して、東の人々に西側は生活のために一時金を払いましたが、東の男性が西に来て自由を味わい、そして女性を買ったので、西が東に支払った一時金は結局西に戻ったという話です。

とくに売春の調査のために海外に出向いているわけではないのに、しかもこれは私の旅行の目的の優先順位では知りたいことの3番目くらいに位置付けているのに、これまでお話ししましたように、どこへ行っても、私の関心の窓を無理やり解放させられてしまいます。売春の問題は、イヤね、と通り過ぎてしまえばそれまででしょうが、ちょっと気をつけますと、手を変え品を変え、売買春が見え隠れしています。買春を求めて渡航する日本人の姿を含めての話です。

話が飛びますが、宗教的な制約は仕方がないとして、女性が気軽に入れないのが男性用のトイレと売春宿です。トイレは男女お互い様ですが、売春の実態を知ろうという場合、女性であることは大変なバリアがあります。目的的に世界各地の売春地帯に突入するくらいの気分で調査に出かけるなら別ですが、そんなエネルギーはありません。私が男性なら、もっともっと多くのことを、見聞させられるでしょうが、幸か不幸か、大和なでしこですから、表面をなでる程度です。

しかも私の住まいは旧吉原に比較的近く、売春にとっては好都合のラブホテル街を近く

にひかえていますから、いやおうなくさまざまな体験をしてしまうのですが、これについては後ほどお話をするとして、ちょっと歴史を振り返り、ちょっと世界を歩いただけで、底知れない売春の現実に直面します。日本からも昨日（1992年10月13日）PKO本隊が出発しましたが、最近の報道によりますと（註12）、カンボジアの首都プノンペンには国連カンボジア暫定統治機構UNTACの兵士を対象にした売春宿が立ち並び、性病が蔓延しているということです。このような状況の中で、日本の婦人保護は今、何をどのように保護していけばよいのでしょうか。

#### [4] 売春は社会的問題であるが、緊急の問題ではない

つぎに、売春は社会的に問題ではあっても、緊急の問題ではないという点を探ってみたいと思います。

売春防止法の建前と、社会の本音との溝は深く広いような気がします。いわゆる要保護婦人と潜在的売春の人数の間には格段の差があります。しかし売春防止と婦人保護のハウツーと情報を持っているのは、やはり婦人相談員の方々や婦人保護施設のスタッフであるわけです。これを社会に上手に提供していただけないでしょうか。実践と運動の結合による政策へのプッシュです。世論の喚起です。実践、運動、政策が三位一体となって、効力を発するからです。福祉領域に対する社会の理解を喚起し、その分野を熟知している人々が切り開くより仕方がないし、啓発のためには戦略が必要です。ターゲットを定めたほうが有利です。

私どもの大学では社会福祉士の国家試験受験資格が取得できるコースがありまして、毎年、学生の実習を引き受けて下さる婦人保護施設があるのですが、短い実習期間にさまざまな体験の機会を提供して下さり、売春に対する偏見を払拭し、女性の性と人間としての

尊厳を見つめられるようになって帰ってきます。このハウツーと情報をぜひ、一般社会にも拡大していただきたいものです。婦人保護という「個室」にとどめておくのはもったいないと思います。

とは申しましても、少人数の婦人保護の関係者数にこのような責務を押しつけるのは、あまりに虫がよすぎます。婦人相談員の方に限りますと、全国538名中常勤は133名のみで、圧倒的多数の425名は非常勤ですから、日々の仕事をこなすことが主で、啓発的かつ運動としての活動に制約が伴うのは当然です。しかも婦人保護活動は広範囲で売春関係に絞り切れないでしょうし、経験年数が5年未満の相談員が6割で、長期的な継続の仕事が難しいという制約もあるはず（第1表、第2表）。

売春に関して意識の高揚を目指すムーブメントとしては、優先順位があるではないかと、かねがね考えてきました。このような言い方をしますと、女性の分断を図る危険な思想だという指摘を受ける場合もあります。婦人保護とはいわずに、たとえば女性の権利擁護という広い表現であるなら別ですが、我が国が、売春防止法の下で婦人保護と称しているからには、この法律に基づく制度の枠で考える場合に、あまりの拡大解釈には無理があると考えます。

売春にかかわる女性は、婦人保護事業ハンドブックに示されますように「転落婦人」（註13）であって、転落していない多くの女性にとっては関心外で、好きでやってるんじゃない、とか、場合によっては真面目な亭主を唆す敵としての位置付けです。売春を組織している業者も、取り絞まりが厳しくなったり、売春婦人に人権を与えてもらったら困るので、迷惑なことをやってくれると本音では思っている人も多いのです。しかもエイズが身近な疾病となりつつある現在、郭や赤線地帯のような集娼地区を定め、売春婦の

第1表 婦人相談員の年齢、在職年数、兼職の状況（平成3年4月1日）

（単位：人）

区 分	年 齢 別							在 職 年 数 別							他に職を兼ねているもの						専 任 者	
	30歳 未満	30歳 ～ 39歳	40歳 ～ 49歳	50歳 ～ 59歳	60歳 ～ 69歳	70歳 以上	計	3年 未満	3年 以上 5年 未満	5年 以上 10年 未満	10年 以上 15年 未満	15年 以上 20年 未満	20年 以上	計	保護司	家 庭 相談員	母 子 相談員	民 生 委 員	人権擁 護委員	その他		計
県	男			1	23		24	13	7	4				24		1		2			3	21
	女	1	18	87	122	40	268	84	62	70	34	13	5	268	2	3	61	23	1	10	100	168
	計	1	18	87	123	63	292	97	69	74	34	13	5	292	2	4	61	25	1	10	103	189
市	男				13	1	14	6	5	2			1	14		2				1	3	11
	女	4	26	68	93	58	252	106	49	66	17	8	6	252	3	15	80	5	1	19	123	129
	計	4	26	68	93	71	266	112	54	68	17	8	7	266	3	17	80	5	1	20	126	140
合計	男			1	36	1	38 6.8	19	12	6			1	38		3		2		1	6	32
	女	5	44	155	215	98	520 93.2	190	111	136	51	21	11	520	5	18	141	28	2	29	223	297
	計	5 0.9	44 7.9	155 27.8	216 38.7	134 24.0	4 0.7	588 100.	209 37.5	123 22.0	142 25.4	51 9.1	21 3.8	12 2.2	558 100.0	5 0.9	21 3.8	141 25.2	30 5.4	2 0.4	30 5.4	229 41.1

（厚生省、社会・援護局保護課）



(単位：人)

第2表 婦人相談員勤務場所別、常勤、非常勤別、男女配置の状況(平成3年4月1日)

	本		庁		支庁地方事務所		福祉事務所		婦人相談所		その他の		計			
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤		
															男	女
県					2	23	8	107	7	10	89		3	44	224	292
市			3	6	17		2	83			34		7	2	12	266
計			3	6	17	23	2	103	7	10	123		10	2	36	558
					46 (8.2)		342 (61.3)		140 (25.1)		12 (2.2)				(100.0)	

(厚生省、社会・援護局保護課)

医学的なチェックを厳しくした方がよいという考え方も出てきています。女性を買う側の男性にしてみれば関心事ではあっても、時間と支払い金額を契約した商品でしかなく、売春婦の人格や人権を認めているわけではありません。したがって婦人保護が売春への啓発運動を展開しようにも、建前では婦人保護は立派な仕事ですねという言葉が発しても、多くの人々は聞く耳をもたない、聞きたくもない話なわけです。

社会環境の浄化などに関する啓発活動には、耳を貸すようなストラテジーがなければならず、ネオンの街では婦人保護にとる灯火はかき消されてしまいますが、やりかた次第で、その弱々しいはずの灯火は心にしみる光りになるからです。

売春防止法が、この道のパイオニアたちが当時お考えになっていたように「売春禁止法」であったり、法案「買春等処罰法」(買うバイシュン)であったら話は違うと思います。国際婦人年を契機に国連婦人の10年を通過した現在において、いくぶん女性の地位も向上し、私たちが拠りたいのは、やはり「性差別撤廃条約」(1979年第34回国連総会で採択。日本は1985年に批准)です(註14)。

しかし、我が国の国内法が「保護」を前面に出しているからには、保護の対象として、何が急務であるかを考える必要があると思います。男性から女性を保護することでしょうか。今、急務という言葉を使いましたが、売春問題自体はいつの時代にも急務や緊急でもなく、特飲街(註15)の灯が消え、個室付き浴室(註16)に形を変えていることは社会的な問題ですが、緊急の解決課題ではないわけです。

数学の時間ではありませんが、合同形と相似形の関係から当面のムーブメントを考えてみたいと思います。婦人保護の領域は合同ではなく、相似形を求めてもよいような気がし

ます。個室付き浴場も管理売春（註17）を許せない、買春ツアー（註18）もジャパゆきさん（註19）もどうかしなければならぬ、買う男に反省の気持ちを起こさせなくては、暴力団と売春の関係も断たなくては、まだまだあります。これらをすべて取り込んで合同形を作って、関係者が一致団結して世の悪に戦わなくてはとなると、息切れがします。

ですから、大きな相似形を頭に描きながら、その小さな相似形についてお話を進めてまいります。保護という観点から、男性からの性的被害や暴力から女性を守ることもあるでしょう（註20）。しかしプライオリティを考えれば、まず児童がその対象になるわけです。法律は18歳を区切りに、子どもと大人に分けられますが、売買春という点からすれば、まず保護すべきなのは児童である少女です。

しかも我が国は高齢社会に突入しつつあります。この社会を活性化するには、児童の力が頼りなのです。そのためには、子どもたちの生きようとする力、伸びようとする力を荒廃に導いたり、逸脱させない配慮が社会全体として求められています。受験戦争や登校拒否、高校中退者も問題かもしれませんが、男女平等の愛ある性を子どもたちの意識に深くに刻印してもらいたいのです。そのためには、性的虐待、性的搾取から児童を守るというのは、時代にマッチし世論に訴えることだってできるターゲットでしょう。社会福祉の中における児童福祉の裾野は広く、婦人保護の専門家と児童福祉の関係者の密接な関係プレーにより、世論を喚起する効果は期待できます。

もちろん、性差別撤廃条約にありますように、女性一般について売春から搾取を禁止するために、立法を含めて適切な措置が取れるという現実的な見通しがあれば話が違いますが、そのレベルまで世論は熟していないのではないのでしょうか。少ない人数で努力なさっている婦人保護の領域で、実践とムーブメントが結合するとき、真っ先に保護されるべき

児童に対して、目の前の問題を処理するために、分かっている、この点の啓発活動に待ったをかけているようなことはないでしょうか。

我が娘を転落婦人にしたい親はいないでしょう。つまり売春をやらせたら困るといふ親心があるはずで、母親のみならず父親の願いでもあると思います。淫行欲求のあるお父さんだって、我が娘は狼から守りたいでしょう。戦術的には児童の人権の保護を強調しても異論を唱える人はそれほど多くはないはずで、運動「ムーブメント」の方向としても世論の合意が得られやすいからです。

婦人相談員の方々、婦人保護施設の方々の思いを社会に反映するには、日々の活動が社会を動かすような運動を展開していかなければ先細りで、個々の活動はさいの川原で石を積み、パイオニアの活躍は社会的美談で終わってしまいがちです。

冒頭でお話しをしましたように社会福祉に従事する者のなかにも売春肯定論者がいることを考え、さらにこの問題を一般社会に問うていくにはストラテジーが必要です。明治からの公娼廃止運動のおかげで、先輩たちに売春防止法を作っていただいて、売春を防止することは国の責務であるという段階に達しております。しかし現在では婦人相談所や婦人保護施設の利用が低く、効率の問題も抱えていて、国も地方も婦人保護や売春防止にはそれほど積極的ではないようですが、私たちは、まずは、今日の法秩序の中で、現存する法を有効に利用して世論を喚起する運動を展開する必要があります。公娼制度の廃止（註12）の次は、児童を性的被害、性的虐待そして性的搾取から守るといふ合意です。児童福祉の関係者にも声を掛けていきましょう。

## [5] 児童を性的搾取や性的虐待から守るべきであるというコンセンサス

それでは、児童を性的搾取や性的虐待から

守るという点に関して、「児童福祉法」と「児童の権利に関する条約」を見てまいりましょう。

売春防止法（昭和31年、1951年）より古い歴史を持つ児童福祉法（昭和22年、1947年）では、売春とか性的虐待、性的搾取というような言葉は使用していません。（資料2参照）この第34条に、児童に対する禁止行為が9項目にわたって規定されていますが、そのうちの6項目に「児童に淫行をさせる行為」という禁止行為があり、これが該当します。さらに第7項目に、この6項目を含む1項目から6項目の禁止行為を分かち、あるいははうすうす感じていて、仲介してはいけないという規定があります。

## 資料2 児童に対する児童福祉法が定める 禁止行為

〔禁止行為〕

第34条 何人も、左の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 身体に障害又は形態上の異常がある児童を公衆の観覧に供する行為
- 二 児童にこじきをさせ、又は児童を利用してこじきをする行為
- 三 公衆の娯楽を目的として、満15歳に満たない児童にかかるわざ又は曲馬をさせる行為
- 四 満15歳に満たない児童に戸戸について、又は道路その他これに準ずる場所で歌謡、遊芸その他の演技を業務としてさせる行為
- 四の二 児童に午後10時から午前3時までの間、戸戸について、又は道路その他これに準ずる場所で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務としてさせる行為
- 四の三 戸戸について、又は道路その他これに準ずる場所で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務として行う満15歳に満たない児童を、当該業務を行うために、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第12条第1項第1号から第6号までに掲げる営業及び同条第4項の風俗関連営業

に該当する営業を営む場所に立ち入らせる行為

- 五 満15歳に満たない児童に酒席に侍する行為を業務としてさせる行為
- 六 児童に淫行をさせる行為
- 七 前各号に掲げる行為をする虞のある者その他児童に対し、刑罰法令に触れる行為をなす虞のある者に、情を知つて、児童を引き渡す行為及び当該引渡し行為のなされる虞があるの情を知つて、他人に児童を引き渡す行為
- 八 成人及び児童のための正当な職業紹介の機関以外の者が、営利を目的として、児童の養育をあつ旋する行為
- 九 児童が四親等内の児童である場合及び児童に対する支配が正当な雇用関係に基くものであるか又は家庭裁判所、都道府県知事又は児童相談所長の承認を得たものである場合を除き、児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる目的をもって、これを自己の支配下に置く行為

② 養護施設、精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設、肢体不自由児施設又は教護院においては、夫々第41条から第43条の三まで及び第44条に規定する目的に反して、入所した児童を酷使してはならない。

売春防止法と同じで、児童と性的行為をした男性の側に対する禁止が明確ではないという欠点があります。「大人かと思ったら16才だったの。最近の子はいい身体をしているから。」なんて言われて、法的制裁はないということになりかねません。

『児童の権利に関する条約』CONVENTION ON THE RIGHTS OF THE CHILDとの関連で考えていきますと、この問題に直接関係するのは、第19条と第34条です。なお、この条約で児童の定義は、おおむね18歳未満の者を指していますから、日本の国内法である「児童福祉法」の対象者と一致します。それではまず、『児童の権利に関する条約』の第19条を見てみましょう。訳はユニセフ駐日代表事務所に

よっています。

「いかなる形態の肉体的又は精神的な暴力、侵害、又は虐待、放任又は怠慢な扱い、性的虐待を含む処遇又は搾取などから児童を守るために、立法上、行政上、社会上及び教育上適切なあらゆる措置を取らなければならない。」と、あります。少女売春は性的虐待の処遇であり、搾取ですから、児童を売春から保護するために、児童の権利として立法上、行政上、社会上、教育上のあらゆる措置を取らなければならないわけです。

この性的搾取と性的虐待から児童が守られる権利については、条約は項目を起こして、児童を守るための具体的な記述があります。それが、第34条です。「締約国は、どんな形態の性的搾取及び性的虐待をも受けないように児童を保護することを約束する。これらの目的のために、締約国は、特に、次のことを防止するために、自国、二国間及び多国間において、あらゆる適切な措置をとらなければならない。」と、あります。児童が性的搾取及び性的虐待を受けないように保護するのは、日本国内だけではなく、二国間、そして多国間においてあらゆる措置を取らなければならないわけです。では、どのような内容が性的搾取や、性的虐待に該当するかですが、まず、違法な性的行為を行うように児童に勧誘し又は強制すること。つぎに、売春その他違法な性的業務によって児童を利用して搾取すること。また、ポルノグラフィに当たる実演及び印刷物等として児童を利用して搾取すること。

これらが、性的搾取や性的虐待になります。売春を含めて、このような性的搾取や性的虐待から児童を保護しなければならないわけです。国内の少女売春はもちろんのこと、日本のおじさんが途上国で少女を買うことも問題にしなければなりません。国際貢献（註22）や途上国援助、そして地球家族の善意を表面に出すなら、そして南北問題（註23）を語るなら、まずは、日本のおじさんは国内はもと

より、途上国に出かけて少女を買わないことです。少女を含め、売買春はその国における経済のあり方をゆがめているからです。

国内の児童の売春に関しては、少女売春や高校生売春（註24）への予防的な活動がその支柱になりますから、ある意味では婦人保護の活動を拡大し、児童福祉や教育関係者との関係が求められます。長期的には社会の啓蒙に繋がると思います。

思春期の心は揺れています。一般に売春の背景に、貧困・孤独・絶望があるといわれますが、貧困といっても相対的貧困もありますし、この世代は孤独や絶望との距離が急に接近する場合があります。売春防止に関しては、性教育の一環として位置付けてよいでしょう。しかしこの際に、警告を発するだけでなく、万が一に備えて救済手段とカウンセリングを準備しておく必要があるでしょう。

若ければ若いほど、売春という環境に抵抗を示すことが少なく、需要も多いといわれますから、「少女売春」などともてはやされたり、ルンルン気分（註25）であっけらかんとしているんだから、と片づけてしまうことには問題があるわけです。逆に高等学校などでは不純異性行為という言葉が生きていて、売春などとんでもないことで、発覚すると退学にむけて処理してしまうのも考えものです。売春によって児童を利用することは児童の権利の侵害であるという認識を社会に植えつけなければなりません。

アピールのために、この『児童の権利に関する条約』の第19条、第34条に示されるような内容のパネルディスカッションを各地で、婦人保護に関心を抱いている周辺人も巻き込んでやってみるなんていう方法だってあります。法律や医学の専門家、教育関係者、児童福祉関係者、マスコミ、カウンセラーや作家、研究者、NGOの活動家、そして中学生や高校生も巻き込んで、世論を喚起することです。

## [6] 障害者を性的被害、性的虐待そして性的搾取から擁護

次に、障害者を売春から保護するという点の概略を見てまいりましょう。婦人保護施設の入所者1,257各に関する平成2年度の厚生省の保護課（厚生省社会・援護局保護課）の調査によりますと、病弱者を含む広い意味での障害者が占める率は、7割近くになっています。知的なハンディのある入所者もボーダーラインを除外して数えても半数以上に達しています。

婦人保護施設の入所者の中には、20%ほどが売春歴もなく売春を行うおそれのない人も含まれていますが、いずれにしても障害の人の率は高く、このような施設を利用していない障害者が売春にかかわっている、あるいはおそれのある女性は少なくないと予想されるわけです（第3表、第4表）。

この福祉社会で障害者から性的搾取をしている状況は、許し難い行為であるわけです。この点も強調したいのですが、ムーブメントとしては、まず、児童の保護に焦点を合わせたほうが世論の共感的理解を得やすいでしょうから、本日は、障害者の人権という点からごくアウトラインだけを述べさせていただきますと思います。

障害者の権利については、現在から遡ること17年前の1975年に、第30回国連総会で「障害者の権利宣言」が採択されています。この中に「差別的、侮辱的、下劣な性質をもつあらゆる搾取、規則、取り扱いから保護される権利」が含まれています。この宣言では成人までを含めて、一人前の人間の権利について論じているにもかかわらず、「保護」という言葉が使っているのはこの条文だけです。この保護される権利の中には、明らかに売春からの保護が入るはずですが。

我が国の障害者福祉は施設中心の歴史でしたが、北欧、西欧そしてアメリカのノーマラ

イゼーションの波はようやく日本にも波及効果を及ぼし始め、地域生活を求め、地域福祉への転換を行おうという気運が高まっております。これまでもずいぶん性的暴力や性的搾取の対象となった障害の女性は多いのですが、地域生活主体になりますと、世間の売買春のほうに現状のままですと、施設中心主義の頃より危険度が高くなるのは予測できます。

もちろん相談に応じる方々は、障害については敏感で、既往症として精神科の治療を受けた人に関しては入院歴や症状の把握に努められ、心身の状況として能力の程度や障害の有無、身障者手帳の有無などを確かめられているのは知っています。障害をもった人が、売春に追い込まれないような防止策を念頭に置き、児童の次のストラテジーとして、差別的、侮辱的、下劣な性質をもつあらゆる搾取、規則、取り扱いから保護されるという、障害者の権利を世に問う福祉関係者の義務があります。

## [7] 人権侵害されている本人に発言の機会も意志もない

売春問題に当事者団体の成立は無理で、したがって本人参加もないという当然ですが特異な側面について考えてみましょう。

人権の侵害が発生した場合、本人がそれを訴えるのがふつうですが、売春においては本人に人権が侵害されているという意識がない場合もありますし、仮に侵害されていると感じたとしても、訴える行動はめったにとらないわけです。

人権の侵害と差別とは近距離にありますので、差別されている状態に耐えられなければ、同じような差別を受けている人々がまとまって、社会の改革を目指して運動体として成長し、差別の解消を求めて抗議行動を起こすなどの道筋をたどるのが一般的です。しかし売春に関しては、売春する本人に差別されているという意識があったとしても、売春が親戚

第3表 婦人保護施設入所者の状況——心身の状況

年度	通常の健康 状態のもの	身体障害者		精神薄弱者	精神病 寛解者						その他 病弱者	計	(再掲) 複合障害の 者
		1・2 級者	3 級 以下			精神分裂	躁うつ	てんかん	アルコー ル性	その他			
昭和 63	(32.6) 人 429	(1.4) 人 18	(1.9) 人 25	(30.5) 人 402	(14.1) 人 186	(6.1) 人 81	(1.4) 人 18	(1.8) 人 24	(0.8) 人 10	(5.5) 人 73	(3.9) 人 52	(100.0) 人 1,318	(16.9) 人 241
平成 元	(32.7) 人 416	(0.9) 人 12	(1.7) 人 22	(30.3) 人 386	(13.9) 人 178	(4.8) 人 61	(1.3) 人 17	(1.5) 人 19	(0.7) 人 9	(4.5) 人 57	(7.7) 人 98	(100.0) 人 1,275	(16.9) 人 217
平成 2	(30.5) 人 383	(1.1) 人 14	(2.1) 人 26	(29.5) 人 371	(11.9) 人 150	(7.8) 人 98	(1.8) 人 23	(1.6) 人 20	(1.4) 人 17	(5.5) 人 69	(6.8) 人 86	(100.0) 人 1,257	(16.9) 人 225

(厚生省, 社会・援護局保護課)

第4表 婦人保護施設入所者の状況——知能指数の状況

年 度	I Q100以上	99~76	75~50	49~25	25以下	小 計	不 明	合 計
63	(5.8) 77	(19.4) 256	(32.5) 428	(18.8) 248	(0.5) 6	(77.0) 1,015	(23.0) 303	(100.0) 1,318
元	(5.6) 71	(17.6) 225	(34.3) 438	(18.4) 234	(0.6) 8	(76.5) 976	(23.5) 299	(100.0) 1,275
2	(7.1) 89	(17.3) 218	(31.4) 394	(18.7) 235	(0.8) 10	(75.3) 946	(24.7) 311	(100.0) 1,257

(厚生省, 社会・援護局保護課)

縁者に知れたらまずいと思っている人が多く、同業者が結束して人権擁護と差別解消に向けて、横の連絡を取って世間にアピールするなんて考えられないわけです。だいいち、登録制の売春規制国ならいざ知らず、表向きは売春を認めないこの国で、売春婦が人権を求めて、待遇改善のための街頭デモがあり得るわけではないのです。

私たちは、自ら人権を主張できない人々の回りにいると、代弁者という言葉を使って彼ら彼女らに代わって世の中に訴えようとします。たとえば、重い知的ハンディのある人や痴呆老人の場合がそれです。そのような行為は善意からの出発なのですが、うっかりしますと代弁者と称しながら、人間を管理する側に立ってしまい、さらに悪いことに、それに気がつかないという二重の罪を犯す事態も予想されます。

先ほどもちょっとふれましたが、同じ福祉といわれる業界でも、障害者の場合、知的ハンディをもっている人々も本人参加がようやく始まり、当事者の姿が見えてきています。代弁する前に、本人の意見を聞こうとする人々も多く現れています。代弁者が実は管理者だったという過ちに陥らないように、この方向を支持し、目指していかなければならないと確信しております。

しかし婦人保護や売春問題に関しては、補導処分や保護厚生の措置を講じても、何らかの方針を立て計画を作る討論をする場合に、本人が婦人相談員や保護施設の関係者と対等の立場で同じテーブルにつくとは考えられないわけです。本人主導型の運動が展開されることもなく、重要な決定にも本人参加が考えられないという不思議な領域です。福祉の主人公は福祉従事者ではなく当事者なのですが、婦人保護に関しては福祉の主人公の顔すら見られないのです。

売春防止法制定以前に、法案審議の過程で、赤線や青線（註26）の代表者や売春婦が参考

人として発言したことはあったようです。しかし一般的には売春行為の主体である二人の顔、売春婦と客は重大な決定に参加しません。斡旋者の顔は闇の中です。会議のテーブルにのっているのは、法務省や警察庁の調査、婦人相談所、婦人保護施設の統計的資料が主で、あっても報告されるケース記録だけです。それを裏づけるドラマは省略です。

私は、今年はこれまでに、法律的にはいわゆる精神薄弱者という範疇に入る、全国組織の会合に3回出席させていただきました。3月にはグループホーム関係の会合が東京であり、6月には通勤寮関係の会合が福井であり、どちらも、シンポジストとして仲間に入れていただきました。先月、富山での全国自閉症施設連絡協議会で基調講演をさせていただきました。いずれも開会式から閉会式までを大会を通しての参加でした。この種の大会では、父母の参加は当然になっていますが、自閉症の大会以外は、本人参加のシンポジウムやその他のプログラムもあり、関係者がラウンドテーブルについたとまではいきませんが、ご本人の福祉を語るにふさわしい雰囲気が出てきていました。このような会合で共に福祉を語り、共有する時間を楽しむというのは、何にも代え難い福祉関係者の至福の時ではないかと感じます。

これらの会合では、いわゆるノーマライゼーションの理念が、現実の生活に反映され、徐々に生活に根付きだしつつあるなという感触を得ました。先月の会合での私の講演題目も、「障害者の社会参加：ふつうの生活とふつうの人生」というものでしたが、福祉関係者だけではなく学校教育関係の方にも聞いていただきました。いま、私が感触を得たと申しましたが、感触とは何か。人間の尊厳を大切にしたい思想、それに基礎がためをされたヴィジョンとテクニックが明確になってきているという印象です。

具体的には、施設から地域への回帰であり、

それはとりもなおさず隔離から解放への方向を意味し、また管理から自己決定への動きであります。これが、全国津々浦々福祉の場で現実のものとなるには、まだまだ意識の改革も必要ですし、時間もかかるでしょうが、収容、隔離、管理といった従来のあり方は、見直されつつあることは確かです。

人間としての権利を具現化すれば、それはノーマライゼーションの原理を尊重することになりますから、ノーマライゼーションと人権の尊重とは表裏一体の関係にあると考えられます。この考え方は、知的なハンディのある人のみではなく、親の保護の得られない子どもにも、サポートの必要になった高齢者にも、たぶんこれまで私たちが福祉の対象者としてきた、ほとんどの人々に当てはまるのではないかと思います。

最近、アジアへの関心が高まり、催し物やシンポジウムなどが行われるますが、その場合、日本人が勝手にアジアへの憶測を語るのではなく、その場にアジア出身の方にいらしていただいて、お話を伺う配慮が行き届いてきています。来週と再来週に神奈川県社会福祉協議会主催で「検証、国連・障害者の10年」という催しがあり、私は「残された課題——アジアの障害者はいま——」というテーマで、お話の機会を頂戴していますが、そこでインドとマレーシアの方がご一緒に下さるそうで、相手の顔が見えるのは、とても嬉しいことです。

ミヒャエル・エンデという作家が『モモ』という作品を書いています。児童書で、モモが時間泥棒から現代人の時間を取り返す、心踊るストーリーですが、私の友人が「モモは有能なカウンセラーだ」と真剣に言ったことがあります。モモはどんな人の訴えでも、ゆっくり時間をかけて聞き、そして相手の気持ちを受け入れるからでしょう。カウンセリングの基本的技術である傾聴と受容は彼女の天性でしょう。私たちも、売買春に対して先入

観を捨て、モモにならって、無垢な気持ちで、カウンセリングマインドを尊重し当事者の気持ちを聞くことも大切かもしれません。売春をする女性の言い分、そして女性を買う男性の心理を十分に聞く機会はないものかと思えます。売春をする人間については婦人相談員の方が多くの資料をお持ちでしょうが、後者の買う人間の気持ちに関しては、ほとんど資料はないのではないのでしょうか。

## [ 8 ] 婦人保護におけるノーマライゼーション

身の回りで起きる小さな出来事を通して痛切に感じるのは、婦人保護にもノーマライゼーションが求められているという話に移しましょう。

私はこの全国婦人相談員心理判定員研究協議会でのお話を引き受けたものの、だんだん憂鬱になりました。前日からの会合に参加しないこともあります。そして当事者の顔が見えない、自分たちだけが売買春問題を論ずるにふさわしい資格があるのだろうか、というクエッションマークまでつきますし、さらに婦人保護の真っ只中で活動していらっしゃる方々が研究し協議なさる場に、マージナルな立場の人間が登場してよいかと、解答の得られない数々の疑問を反芻しているうちに、気が重くなってしまったようです。

しかし、売買春問題を福祉に位置付けなければならぬと、強烈な電気ショックのごとく一撃を浴びせられたり、期せずして売買春を見聞きさせられています。せっかくに機会ですから、周辺人の話も聞いていただこうと伺ったのです。お話も終わり近くになりましたが、売買春が私たちの住む町では日常に入り込み、これで性の問題はいいのかという危機感がありますので、それを織り混ぜてお話をしてみたいです。

売春の客引きは、直接的勧誘の他に、通信手段、ビラや広告を使うといわれますが、我



が街は全部揃っていて、電話ボックスはピンクの広告で花盛りなんていうこともありました。私が住んでいます地区は住宅地なのですが、大通りは商店街で、そこを入ると住宅街という地域の構造です。

夕闇迫る時刻になると街娼の姿を見かけます。(写真9) 私は、ほとんど地下鉄利用なのですが、時々JRの駅を下りるとその近辺を通ることになります。何回かはその街娼と間違われ、断るとすっと離れる男性が一般的ですが、なかには体温を感じるくらいの距離で並んで歩かれ、とっさに知り合いの商店に飛び込んだこともありました。このように声をかけるのは、年齢はさまざまですが、ネクタイに背広のふつうのおじさん、ふつうのお父さん風の男性です。私はなんでも体験したい衝動に駆られるのですが、せっかく声をかけてもらっても街娼の体験は御免です。したがって売春婦への共感的理解もむずかしいのです。

私が絶対やりたくない売春婦なのに、暴力団にショバ代を払いながら、今日も立って、通りがかりの男性に声をかけている街娼を見かけます。

しかも生活の中で売春斡旋者に出会ったりします。何種類も新聞を購入できないので、理髪店で読んでしまった新聞を毎夕いただいています。一人の男性が、散髪以外の時も店によくいました。彼は、マスターの話から売春斡旋業者らしいと気がついていました。浮世風呂と浮世床(註27)といわれるように、銭湯と床屋さんは下町の情報センターです。お風呂屋さんは年々数が減っていますが、ほとんどの男性が理髪店を利用し、マスターは高僧からやくざまで、客は選べないと言っています。ところでこの男性は、暴力団とは関係ない斡旋屋で、余りに儲かるので暴力団から警察に通報され、御用になりました。

商品は肥満の女性、売春の在りかを伝えるのは週刊誌、客からの連絡は電話、売春の場

は目と鼻の先のラブホテル。これもマスターから聞いたのですが、彼は数万円の罰金を払って釈放されましたが(註28)、彼が警察に拘束されている間、彼の愛でる犬をドッグホテルに預かってもらったら、その代金が10万円以上だったとか。

彼は、執行猶予期間中に、再び売春の斡旋をやると娼婆の空気を吸えなくなるので、それは自粛し、なんと売春夫か男娼(註29)をやっていたという後日談がついています。有名な高級ホテルに出向いて、お金持ちの老人の内妻を相手にしていたようです。売春夫は、買った女性を満足させるようなタイミングをはずすと、罵倒されて部屋から追い出されたり、料金も差し引かれるとか。たぶん惨めでしょうね。

売春夫や男娼は婦人保護の取りあえぬ対象ではないでしょうし、私のイマジネーションも限界ですので、この話はやめましょう。このように、ごく身近に、非日常的なことが起きるのは、旧赤線地帯の近くに住む者の宿命でしょうか。

私は実態は知りませんが、最近ではイエローキャブ(註30)なる女性も出現して、やらせ番組まで登場するほどです。売春問題の一方の主体である男性を敵対視しているうちに、売春夫を買う女性、イエローキャブなど、女性を買う男性との比率からすれば微々たるものかもしれませんが、女が不特定多数の男を相手にしたり買う現象も現れ、逸脱した性は女性にまで及んでいます。

## [9] 歴史を振り返り、これからの方向を探る：まとめ

明治から大戦後そして現在に至るまでの矯風会(註31)のご苦労、救世軍(註32)のご活動、女性解放運動家(註33)の足跡に思いを馳せるとき、新しい法制度の下で、婦人保護事業が引き継ぎ、私たちは今、ふつうの性的関係の構築にも関心を示さなければなりま

せん。こういった意味で、ノーマライゼーションの原理は婦人保護においても例外ではないでしょう。婦人保護におけるノーマライゼーションとは、両性の対等で「愛ある性」しかありません。

もう一度歴史を振り返る意味で、過去の雑誌のうちから売春に関する記事を拾ってみますと、明治では、1889年に『日本及日本人』という本に「廃娼論 高知県その他各地で廃娼論唱うるもの多し」という記事がありますし、1898年には『中央公論』が「和歌山県の公娼問題 決議は17対17棄権 1 投書生の悲憤」などが目につきます。そして大正初期の1915年に『女の世界』という本に「婦人の娼妓観」という記事が、矯風会を創立された矢島楯子(やじま しゅうこ)他の名で出ています。

時代は移り、売春防止法成立後に『中央公論』が「売春は法律で禁止できるか」を1955年に掲載し、朝日新聞が「売春問題の背景 気掛かりな『禁止法』の行方」という記事を載せています。ぐっと現代に近づいて、1973年の『週刊サンケイ』になりますと、「娼婦性の研究 アマチュア売春時代の女の“さが” 女にとって娼婦性とは何か、プロの領域に迫る主婦・OL・女子学生の性意識」なんていう記事が出ています。

こう見ますと、売春はそれぞれの時代を背景にした社会問題ではあっても、社会的に緊急に解決を要する問題という認識はないわけです。もちろんエポックはありました。

売春防止法以前に遡りますと、赤線、RAA(資料3を参照)、戦時中は従軍慰安婦。さらにその前は、からゆきさん。夫の甲斐性と妻の貞淑は当然で、福沢諭吉さんだっ、今では一万円札で頑張っていますが、男女平等思想において娼婦は蚊帳の外。それどころか隠匿論かつ防波堤論(註34)を主張し、からゆきさん、従軍慰安婦、RAAへの路線を敷いたとまでは言いませんが、人の下に人を作っています。お札ということでは、伊藤博

文さんだっ、権妻(註35)をもち同じようなものです。江戸時代に遡れば、粹・通・伊達(註36)は町人文化の代名詞、公娼「郭」は江戸から明治の文学になくってはならないセティングです。福沢諭吉や伊藤博文に比べれば小粒ですが、依然として国会議員をしている宇野元首相は、「芸者騒動」当時、宇野夫人は怒るところか夫の不始末をご自分の責任のように陳謝しているのは、内助の功と男の甲斐性がまかり通っている証拠です。

しかもエイズへの恐怖から、最近ではオランダのように登録制にして、売春婦を特定の場所に集めたほうがよいという意見もちらほら聞かれます。エイズは緊急ですが、売春問題は緊急どころか必要悪として認めてしまえという考え方です。女性の中にも夫や恋人を通してエイズに感染したら大変ですから、売春を必要悪と認め、登録制にしたほうがベターだという意見も出ています。公娼制度の復活への動きです。歴史の針は逆回りをする危険性があります。現在のところ、先人たちのご努力によって幸い「売春防止法」がありますので、法的には売春を建前上は認めるわけにはいかない仕組みになっています。

社会に深く潜行している売春を、きちんと意識のレベルまで引き上げて、明確に人権侵害として位置付けられない。その意義を、身近な体験を通して、売春の分布を見て、歴史を振り返って、確認しました。

そして婦人保護の福祉領域におけるノーマライゼーションは、男女平等の愛に裏打ちされた性を取り戻すことであり、そのためには、まず、児童を性的虐待と性的搾取から保護するムーブメントを大きく展開したいものです。

### 資料3 良家の子女を守る防波堤論としての性的慰安施設の設定

(「婦人保護事業ハンドブック」より)

#### 外国軍駐屯地における慰安施設について

(昭和20. 8. 18 内務省警保局長より庁府県

長官宛の無電通牒)

外国軍駐屯地に於ては別記要領に依り慰安施設等設備の要あるも本件取扱に付ては極めて慎重を要するに付特に左記事項留意の上遺憾なきを期せられ度。

#### 記

- 1 外国軍の駐屯地区及時季は目下全く予想し得ざるところなれば必ず貴県に駐屯するが如き感を懐き一般に動揺を来さしむが如きことなかるべきこと。
- 2 駐屯せる場合は急速に開設を要するものなるに付内部的には予め手筈を定め置くこととし外部には絶対に之を漏洩せざること。
- 3 本件実施に当りて日本人の保護を趣旨とするものなることを理解せしめ地方民をして誤解を生ぜしめざること。

(別記) 外国駐屯軍慰安施設等整備要領

- 1 外国駐屯軍に対する営業行為は一定の区域を限定して従来の取締標準にかかわらず之を許可するものとする。
- 2 前項の区域は警察署長に於て之を設定するものとし日本人の施設利用は之を禁ずるものとする。
- 3 警察署長は左の営業に付ては積極的に指導を行い設備の急速充実を図るものとする。  
性的慰安施設※  
飲食施設  
娯楽場
- 4 営業に必要なる婦女子は芸妓、公私娼妓、女給、酌婦、常習密売淫犯者等を優先的に之を充足するものとする。

#### R. A. A ※趣意書

(昭和20年9月)

畏くも聖断を拝し、茲に連合軍の進駐を見るに至りました。一億の純血を譲り以て国体護持の大精神に則り、先に当局の命令をうけ東京料理飲食業組合、東京待合業組合連合会、東京接待業組合連合会、全国芸妓屋同盟会東京支部連合会、東京都貸座敷組合、東京慰安所連合会、東京練投場組合連盟の所属組合員を以て特殊慰安施設協会を構成致し、関東地区駐屯部隊将士の慰安施設を完備するため計画を進めて参りました。本協会を通じて彼我両国民の意志の疎通を図り、併せて国民外交の円滑なる発展に寄与致しますと共に平和世界建設の一助ともなれば

本協会の本懐とするところであります。本協会は右の趣旨に基き、直に運営を開始致します所存で御座居ます故、何卒御賛同の上大いに御出資を賜り、如上の使命達成に万全の御支援を御願ひ致します。

昭和20年9月

特殊慰安施設協会

(※筆者註： R. A. A. とは Recreation Amusement Association の頭文字をとった略号である。)

#### 資料4 名目的な公娼制度廃止

(「婦人保護事業ハンドブック」より)

##### 公娼制度廃止に関する件

(昭和21.1.12 内務省保安部長から関係警察署長あて依命通達)

##### 公娼制度廃止に関する件

公娼制度は社会風紀の保持上相当の効果を収め来りたるも最近の社会情勢に鑑みるに、公娼制度の廃止は必然の趨勢なるを以て今般左記に依り貸座敷及娼妓は之を廃業せしめ之等廃業者に付ては私娼として稼業継続を認め公娼制度を廃止致すことと相成たるを以て指導取締上遺憾なきを期せられるべし。

追而本措置は昭和21年1月15日より実施す。

#### 記

##### 1 方針

現業者(貸座敷及娼妓)をして自発的に廃業せしめ之を私娼として稼業継続を許容す。

##### 2 方法

- (1) 現行貸座敷指定地域をその儘私娼黙認地域として認むること。
- (2) 既存の貸座敷業者は接待所娼妓は接待婦として稼業継続を認むること。
- (3) 接待婦の稼働場所及居住は前記1に依る地域内に限定すること。
- (4) 接待婦が其の就業を以て債務の返済するを内容とせる貸借契約は之を禁ずること。
- (5) 遊興料金の配分率は当分の間接待婦の取分百分の五十以上業者の取分百分の五十以下とすること。

但し食費衣料其他の負担は従前の慣例に依らしむること。

- (6) 性病予防に関しては其の施設検診等性病予防規則に依らしめ業者及接待婦をして従前に倍して病毒伝播防止に努めしむること。

- (7) 酒類其他飲食物の提供は従前の程度に於て之を認め客の意に反して之が提供をなすが如きことなき様すること。
- (8) 前各号の事項其他風紀上必要なる取締事項は内規に依り之を定むること。
- 3 現行公娼制度に関する庁令及通牒の処置実施上の円滑を図る為前号の実施に依り事実上公娼絶滅となりたる後之を廃止する予定なること。

## 日本帝国政府に対する覚書

(昭和21. 1. 21)

主題「日本における公廃止」に関する件

- 1 日本における公娼の存続はデモクラシーの理想に違背し、かつ全国民間における個人の自由発達に相反するものなり
- 2 日本政府は直に国内における公娼の存置を直接乃至間接に認め、若くは許容せる一切の法律法令及その他の法規を廃棄し、かつ無効ならしめ、かつ該諸法令の趣旨の下に如何なる婦人をも直接乃至間接に売淫の業務に契約し、若くは拘束せる一切の契約並に合意を無効ならしむべし
- 3 当覚書を遵守するために発令せらるる法規の最終準備完了と同時にその公布前に該法規の英訳二通を当司令部に提出すべし

最高司令部代表 アリレン

- が出来るものとする。
- (3) 売淫をなし又は売淫の媒介若しくは売淫の為に部屋を供与することはこれを禁ずること。

(備考) 社会上止むを得ない悪として生ずるこの種の行為については、特殊飲食店を指定して警察の特別の取締に付させ、且つ特殊飲食店等は風致上支障のない地域に限定して集团的に認めるよう措置すること。

- (4) 前号特殊飲食店等の地域においても、接客に従事する婦女は女給等の正業を持たなければならないものとする。

(備考) 公娼の廃止後においては従来の貸座敷のような業態は認め難い。

- (5) 芸妓、ダンサー、酌婦、女給等の接客婦の経済的衛生的利益及び教養の向上発達を図ることを目的とした自主的な組合の結成及びその発展を図り、これに対し側面的な指導を加えること。

現在既に設立せられている接客婦の組合で、自立的でないもの又は不完全なものは前項に倣い改組するよう指導すること。

- (6) 接客婦等の営利的な紹介はこれを禁止することとしてその媒介斡旋業に関する庁府県令はこれを廃止すること。

—以下省略—

## 資料5「赤線」を公的に設けた際の文書

(「婦人保護事業ハンドブック」より)

### 私娼の取締並びに発生の防止及び保護対策

(昭和21.11.14事務次官等会議決定)

#### 方針

公娼廃止の趣旨を徹底して接客婦の自由を拘束する諸制限を撤廃すると共に、所謂「夜の女」の発生を防止する為次の様な対策を講ぜんとするものである。

- 1 公娼廃止後の風俗対策
- (1) 売淫行為を目的とする一切の雇傭契約並びに金銭費貸借の無効であることを一般に徹底すること。婦女子を相手としてかような契約をなし又は為そうとしたものはこれを処罰すること。
- (2) 地方長官は売淫の常習者で花柳病伝播の虞ある者に対し定期又は随時に健康診断を行い伝染病疾患に対し強制治療を命ずる事

## 【註】

註1 婦人保護：婦人保護は、法的には「売春防止法」下の専門領域であり、社会福祉の領域で婦人保護行政としてこれに携わるのは、婦人保護施設関係者と婦人相談所の婦人相談員であって、ごく限られたものになっている。しかし売買春問題は保護や相談のみならず、関連領域や一般の関心と適切な判断力が求められている。女性のみならず男性の平等な意識の啓発が必要である。

註2 からゆきさん：東南アジアをはじめとする、当時南方と呼ばれていた各地に出稼ぎにいった少女や女性をこのように呼ぶが、多くは性的な仕事、売春に従事させられ、海外売春婦を指す場合が多い。娼売(しょうばい)という言葉があったようである。

註3 従軍慰安婦：戦地の部隊に随行して兵士を性的に慰安した女性。皇軍の士気高揚という名目で利用された。

註4 サンダカン：現在はマレーシアのボルネオ島

にある都市であるが、サンダカンを我が国において有名にしたのは、からゆきさんと呼ばれた海外売春婦を史実に基づいて表した、山崎朋子著「サンダカン八番娼館——底辺女性史序章——」（筑摩書房、初版は昭和47年）である。

註5 村岡伊平治自伝：上記の註4の著書によると、昭和35年（1960年）に南方社という出版社から出版されたA5版240ページほどの本であるという。村岡伊平治という海外売春婦誘拐業者が、明治の中期から昭和十年代の初めまで、シンガポールやマニラなどで遊廓を経営した体験を述べた自叙伝であるという。私自身は読んではいない。

註6 赤瓦の家：川田文子著、筑摩書房、1987年出版

註7 キーセンパーティ：1970年代以降に海外旅行ブームが起こった。単なる観光ではなく買春を目的にした観光ツアーが盛んになったのもこれ以降である。行き先は、韓国、台湾、フィリピン、タイが主であったが、そのひとつが韓国の妓生（キーセン）パーティ付きのパック旅行で、買春観光ツアーの代名詞のように使われた。

註8 バンコク：キーセンパーティの韓国と並び、買春観光ツアーが盛んであった。

註9 街娼：町に出て客を誘う娼婦をいう。ストリートガールともいう。

註10 ボンビキ：売春宿などへ客を引き込む、客引き。

註11 パルダ：イスラム教の戒律により、女性は男性に無用な性的刺激を与えないために、衣服を含み日常生活様式に男性とは異なる制限がある。

註12 新聞報道：「PKO inカンボジア 兵士に買春、セクハラ横行 NGOの女性、会見で訴え」（毎日新聞10月10日）

註13 転落婦人：昭和22年に設置された「婦人福祉中央連絡委員会」において、売春を行う女性を転落婦人と呼んだ。昭和61年に作成された「婦人保護事業ハンドブック」（資料1）においてさえ、「社会福祉事業の分野において、これらの婦女子の転落防止のための保護指導を行う必要が生じてくるのである。ここに社会福祉事業としての婦人保護事業が存在する理由があるといえよう」というように、転落という言葉は長年使用されてきている。

註14 女子差別撤廃条約：「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が正式の名称で、1979年の国連総会で採択した。80年に署名し、81年に条約が発効し、日本は国籍法、男女雇用機会均等法など国内法を整備して1985年に批准した。第6条

に「あらゆる形態の女性の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置をとる」という1項目が含まれている。

註15 特飲街：昭和21年1月、占領軍総司令部は覚書「日本における公娼廃止に関する件」（資料4参照）により、内務省は関係法規を2月に公娼制度を廃止した。しかし3月には「特殊飲食店」として再開し、11月の事務次官等会議決定「私娼の取締並びに発生の防止及び保護政策」（資料5参照）において黙認された。註26「赤線・青線」に関連説明がある。

註16 個室付き浴場：以前「トルコ風呂」と呼ばれ、トルコとは関係ないところから在日トルコ人の抗議で、「ソープランド」と称している。実際に売春が行われ批判を浴びているが、公衆浴場法と風呂営業等取締法により営業が認められている。売春防止法によって消滅したはずの旧赤線地帯に多い。

註17 管理売春：女性の性が商品として売買され、いわゆる性産業と言われる企業によって搾取の対象となっている。個室付き浴場業者、派遣型売春などは顕著な例である。客と売春婦との個別的な取り引きはほとんどなく、取引をまとめる第三者が介在する管理売春が大半を占めている。また、売春の場所提供をしているホテル業者も管理売春に重要な役割を演じている。

註18 買春ツアー：東南アジアを中心にして、日本人男性を客として現地の女性を売春婦とした性産業（風俗営業）の店を作り、観光業者と手を結び、男性の集団を連れていって、多額な搾取が行われる。これが非難され、いくぶん鎮静化した頃より、途上国から女性を連れてきて国内の性産業で働かせ、搾取するという方法をとっている。

註19 ジャパゆきさん：タイやフィリピンなどから日本に出稼ぎに来ている女性を一般的に呼んでいる。明治から第2次世界大戦前に、日本から南方に出稼ぎに行った女性をからゆきさんと称したのに語源が由来している。ジャパゆきさんのなかには、日本にエンターテイナーとして来れば儲かると斡旋業者にだまされ、性産業で働かされている女性も多い。

註20 性的被害：この典型的な例は近親姦や強姦である。日本は刑法上は近親姦にその規定がなく、問題点が多い。また最近では、セクシュアル・ハラスメントとの関係で労働界における性的被害がクローズアップされてきつつあるが、近親姦や強姦とともに社会の理解は、先進国の中では低いといわなければならない。

註21 公娼制度：室町時代から第二次世界大戦終了時まで、遊廓公認の制度をとってきたという歴史が

ある。徳川時代に拍車がかげられ、明治に入って法制度として確立された。昭和21年に最高司令部の覚書「日本における公娼制度廃止」に関する件（資料4）は、表向きは公娼制度を廃止する強い動機となった。

**註22 国際貢献：**PKO（国連平和維持活動）との関わりで、国際貢献という言葉がマスコミに登場し始めたが、PKOは国連が組織した平和維持部隊あるいは監視団を、紛争発生地域に派遣し、平和維持を図る。「湾岸戦争」の際、日本の90億ドル負担問題を発端として、国民が広く薄く協力できるものとして「国際貢献」などの検討も行われている。

**註23 南北問題：**主として北半球に位置する先進工業国と、熱帯・亜熱帯を中心に南半球に位置する途上国との南北の経済格差は大きい。債務問題、低所得地域からの膨大な出稼ぎ労働者、移民労働者、また経済難民の問題が顕現化し、さらには生態系悪化など南北問題は深刻化し、地球規模的思考から先進国による途上国援助は責務という考え方が共通認識になりつつある。

**註24 少女売春：**売春の素人化、低年齢化の典型的な例として、少女売春がある。背景には、これらの少女の個々の家庭や学校におけるさまざまな問題を抱えているケースが多く、環境整備とカウンセリングが求められるが、適切な指導者が存在しないのが現状である。少女の売春に関しては、婦人相談所と児童相談所の関係のまずさもあって、行政的にも狭間に落ち込みやすい。

**註25 ルンルン売春：**ちょっとした性への好奇心や高価な商品が欲しいなどの理由で売春する比較的低年齢の女性や少女の売春をルンルン売春などと呼び、当事者はあっけらかんとしている印象を与える呼び方である。しかし背景には家庭問題、親子関係のゆがみ、学校教育からのドロップアウトなど心に傷を負っているケースが多いことが報告されている。

**註26 赤線・青線：**資料5に示すように、昭和21年の「私娼の取締並びに発生の防止及び保護対策」の1にある公娼廃止後の風俗営業のなかで、備考欄に「社会上やむを得ない悪として生ずるこの種の行為については、特殊飲食店を指定して警察の取締に付きせ、且つ特殊飲食店等は風致上支障のない地域に限定して集团的に認めるように措置すること」という一文がある。この際「この種の行為」とは「売淫をなし又は売淫の媒介若しくは売淫のために部屋を供与すること」を意味する。警察は特殊飲食店街を地図の上で赤線で囲み（吉原・新宿・州崎）、その周辺の私娼の集まる地域を青線で囲んだ。

**註27 浮世風呂と浮世床：**江戸時代に人々がよく集まり情報の交換ができたのは、繁盛していた男性用の髪結い（現在言う理髪店）と銭湯であった。

**註28 売春の斡旋：**売春防止法によって、売春の周旋、売春の場所提供、管理売春は処罰の対象となっているが、ほとんど活用されないことも売春防止法がザル法と評価される理由のひとつである。

**註30 イエローキャップ：**最近の手軽な海外旅行ブームによって、若い日本の女性が観光地などで、気軽に現地の男性と性交渉を結ぶ現象。真の性の解放ではなく、性の尊厳をおかすものとして批判を浴びている。またエイズの感染などの問題もある。家田荘子の小説の題名でもある。

**註31 矯風会：**「日本キリスト教婦人矯風会」が正式な名称で、本文中に引用している矢島楯子らが明治19年（1886年）に創立した。廃娼、禁酒、一夫一婦制の運動を展開してきた。

**註32 救世軍：**ウィリアム・ブースによって創設された救世軍は、廃娼運動に大きな役割を果たした。

**註33 女性解放運動家：**苦界に身を沈め生活のために性を売る女性の救出から、今日では売春を性差別の現れとして性差別撤廃を唱えるフェミニズムの動きまで多岐にわたる。売春は人権抑圧の典型であるので解放しようという考えは一貫している。

**註34 防波堤論：**良家の女性を深窓に置くために、売春婦等の存在を肯定する考え方である。その流れをくむ顕著な例が、第二次大戦直後のいわゆるRAA「外国軍駐屯地における慰安施設」のなかの「性的慰安施設」である（資料3参照）。

**註35 権妻：**かりの妻を意味し、一般的に言う妾と同義である。

**註36 粹：**遊里や遊興に関して精通していることで、野暮の反対の意味。

## 参考文献

○ 大宅壮一文庫 雑誌記事索引総目録、件名編、財団法人大宅壮一文庫

件名編4：P589-604、売春一般（売春一般・売春史・遊女・遊廓・廃娼論・売春防止法・売春地帯・業者、組織・ポンビキ、ヒモ・外国の売春）

P605-626、売春婦（売春婦一般・パンマ・主婦売春・少女売春・松元事件・からゆきさん・外国人娼婦、ジャパゆきさん・更生・男娼・女が男を買う！・摘発、諸事件）

- 高里鈴代、買春観光、思想の科学、1981年、no.127、p 39-44。
- 高橋喜久江、売春 性差別の極限、思想の科学、1981年、no.127、p 45-53。
- 基由紀、売春に見る社会の病理、思想の科学、1985年、no.60臨時増刊号、p 54-63。
- J・G・マンシニ、寿里茂訳、売春の社会学、白水社、クセジュ文庫、1964年。
- 婦人保護事業ハンドブック作成委員会編集、婦人保護ハンドブック、1986年
- 吉見周子、売娼の社会史、雄山閣、1984年。
- 高橋喜久江・湯前知子編、売春・買春「生活苦型」から「享楽型」へ?、現代のエスプリ、no.230、1986年。
- 山崎朋子、サンダカン八番娼館、筑摩書房、1972年。
- 川田文子、赤瓦の家、朝鮮から来た従軍慰安婦、筑摩書房、1987年。
- かにた婦人の村、かにた便（合本1~2巻）
- 深津文雄、いと小さく貧しき者に、かにた出版部、1969年





写真1 売春宿の方向を示す路上の男根（ポンペイの遺跡）



写真2 石作りのベッドがある売春宿の内部（ポンペイの遺跡）





写真3 体位によって値段が異なったといわれる（ポンペイの遺跡）



写真4 世界の福祉先進国、スウェーデンの首都ストックホルムであるが





写真5 マラッカの骨董品屋に並ぶからゆきさん時代の調度品や家具



写真6 近代的なソウルの市内





写真7 混沌としたボンベイの市内



写真8 女性の姿をあまり見かけないダッカの市内





写真9 個室付き浴場もラブホテルも売春に場所を提供している